

アフターサービスについて ご契約に関する情報提供とサービスは以下のとおりです。

ご照会などにつきましては、お電話で承ります。
第一フロンティア生命お客さまサービスセンター
ハッピーになろう ダイイチフロンティア
0120-876-126
営業時間：月曜日～金曜日（祝祭日、年末・年始などの休日を除く）9:00～17:00

サービス内容
①ご契約内容の変更のお手続き
②給付金などの請求のお手続き
③ご契約内容についてのご質問・お問合わせ

現在の積立利率、「保険料円貨入金特約」、「円貨支払特約」の為替レートなどは、
第一フロンティア生命のホームページでもご覧いただけます。
第一フロンティア生命ホームページ URL <http://www.d-frontier-life.co.jp/>

ご契約内容について下記の書類をご郵送します。
●「ご契約内容のお知らせ」 ●「円貨建の年金保険への移行のお知らせ」
*年1回ご郵送します。 *ご契約時に「目標値到達時円貨建年金保険移行特約」を付加された方のみ、目標値到達時にご郵送します。

ご検討、お申込みに際しては、「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」「ご契約のしおり・約款」などを必ずお読みください。
「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」「ご契約のしおり・約款」ではご契約についての重要事項、ぜひ知っていただきたい事項などについてご説明しています。必ずあわせてお読みいただき、大切に保管してください。

この保険商品のご購入に際しては、必ず生命保険販売資格を持つ生命保険募集人にご相談ください。

契約締結における担当者の役割について
生命保険契約は、お客さまと第一フロンティア生命との間で締結される契約（契約の主体はお客さまと保険会社になります）であり、お客さまからのお申込みをいただき、第一フロンティア生命が承諾したときに有効に成立します。募集代理店（みずほ銀行）の担当者（生命保険募集人）は、契約締結の際の媒介をさせていただきますが役割であり、契約締結の代理権や告知の受領権はありません。担当者（生命保険募集人）に関するお問合わせは、照会先【第一フロンティア生命03-6863-6211（大代表）】までご連絡ください。

ご確認いただきたい事項
●生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、基本保険金額、年金額、死亡給付金額などが削減されることがあります。
●保険業法に基づき設立された生命保険契約者保護機構（以下「保護機構」）に、第一フロンティア生命は会員として加入しています。会員である生命保険会社が万一経営破綻に陥った場合、「保護機構」によりご契約者の保護の措置※1が図られることとなりますが、この場合でも、ご契約時にお約束した基本保険金額、給付金額などの削減など、契約条件が変更されることがあります。その補償限度は、破綻時点の保険契約（再保険を除く）のうち、高予定利率契約を除き、責任準備金などの90%※2となっています。
「保護機構」の詳細については、「ご契約のしおり」をお読みいただくか、生命保険契約者保護機構（TEL03-3286-2820・月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～午後5時・ホームページアドレス<http://www.seihohogo.jp/>）までお問い合わせください。
※1 生命保険会社が破綻した場合には、保険契約を引き継ぐ「救済保険会社」への保険契約の移転や補償対象保険金の支払いに係る資金援助などにより、「救済保険会社」が現れない場合には、「保護機構」の子会社として設立される「承継保険会社」への保険契約の承継、または「保護機構」自らが保険契約を引き継ぐことなどにより、ご契約者の保護を図ることとしています。
※2 責任準備金とは、生命保険会社が将来の保険金・年金・給付金の支払いに備え、保険料や運用収益などを財源として積み立てている準備金のことです。その補償限度は責任準備金の90%であり、保険金・給付金などの90%が補償されるものではありません。また、生命保険会社が破綻すると必ず責任準備金の10%が削減されるという意味ではありません。例えば破綻保険会社の財産の評価額が責任準備金の90%と移転費用の合計を上回る場合には、責任準備金の10%未満となる場合もあります。
●お申込みの際は、内容を十分にお確かめのうえ、必ずご自身でお申込書にご記入・ご捺印ください。ご契約成立後、第一フロンティア生命より「保険証券」を送付しますので、お申込内容に間違いがないか必ずご確認ください。

募集代理店（みずほ銀行）からのお知らせ
●この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険商品であり、預金・金融債または投資信託ではありません。また預金保険法第53条に規定する保険金支払の対象となりませんので元本の保証はありません。
●みずほ銀行がお客さまにご案内します保険商品について、お客さまがお申込みをされてもお申込みをされなくても、みずほ銀行とお客さまの間の他の銀行取引（ご融資やご預金など）には全く影響はありません。
●保険業法上の規定により、お客さまのお勤め先などによってはみずほ銀行で保険のお申込みをいただけない場合があります。
●借入金を保険料に充当した場合、保険金額や解約返還金額などが借入元金合計金額を下回り、借入金の返済が困難となる可能性があります。したがって、保険料の借入を前提として本商品をお申し込みいただくことはできません。

[募集代理店]
株式会社みずほ銀行
お問い合わせは窓口またはフリーダイヤルへ
0120-855-519
（受付時間月～金 / 9:00～17:00 12月31日、1月1日～3日、祝日、振替休日を除く）

[引受保険会社]
第一フロンティア生命保険株式会社
〒104-6015 東京都中央区晴海1-8-10
晴海トリノスクエア X棟15階
第一フロンティア生命 第一生命グループ
電話 (03) 6863-6211 (大代表)
ハッピーになろう ダイイチフロンティア
お客さまサービスセンター 0120-876-126
営業時間：月曜日～金曜日（祝祭日、年末・年始などの休日を除く）9:00～17:00
◎第一フロンティア生命ホームページ <http://www.d-frontier-life.co.jp/>
'11年7月版

☎ C23F0027 (H23.6.15) 営業F1345-02 '11年7月作成



第一フロンティア生命の個人年金保険

プレミアカレンシーM

通貨指定型個人年金保険

この商品は、第一フロンティア生命保険株式会社を引受保険会社とする個人年金保険（生命保険）であり、預金は異なります。
株式会社みずほ銀行は第一フロンティア生命の募集代理店です。

[募集代理店] **MIZUHO** **みずほ銀行** **この商品は、生命保険商品です。**
[引受保険会社] **第一フロンティア生命 第一生命グループ**

'11年7月版

⚠️ ご注意 この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする個人年金保険(生命保険)であり、預金とは異なります。

特徴1

米ドル、ユーロ、豪ドルの中から、いずれかの通貨をご指定いただくことができます。

⚠️ ご注意 為替相場の変動により、年金原資額などの受取時円換算額が、一時払保険料相当額の契約時円換算額を下回る場合があり、損失が生じるおそれがあります。

特徴2

契約時に適用された積立長期運用が可能で、年金指定通貨建で契約時に確定します。

⚠️ ご注意 解約または減額などの際に、市の変動を解約返還金額に反映させた金額が一時払保険料相当額を下

利率(固定利率)による原資額はご指定いただいた定めます。

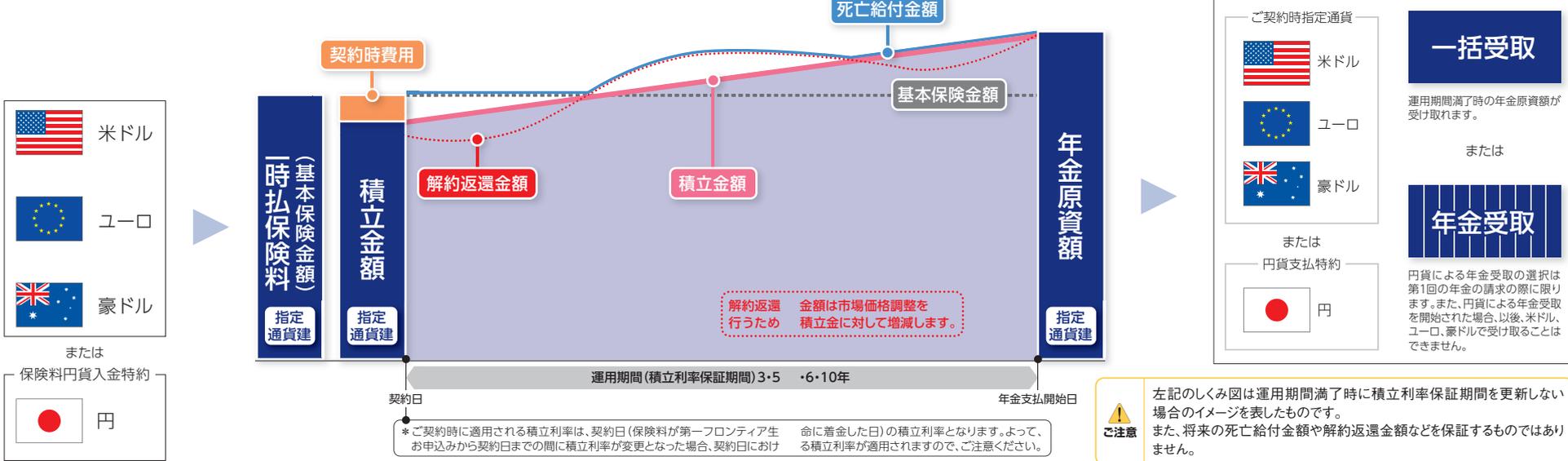
場合金利の変動に応じた運用資産の価値を市場価格調整を行うため、解約返還額、損失が生じるおそれがあります。

特徴3

お受取方法は年金受取または一括受取からお選びいただけます。

⚠️ ご注意 年金額は、年金原資額をもとに、年金受取開始時点の基礎率など(予定利率、予定死亡率など)に基づいて計算され算出されますので、年金支払開始日まで確定しません。

しくみ図(イメージ)



*外貨へ両替する為替レートは、第一フロンティア生命所定のレートとなり毎営業日、第一フロンティア生命のホームページに公示されます。
*この年金保険をお申し込みいただいた金融機関の公示する為替レートとは異なることがあります。

*運用期間は3年、5年、6年、10年から選択可能です(ご契約時適用された積立利率が0.82%以下の場合、解約返還金額

約時の金利情勢などによっては、お取り扱いできない期間があります。は積立金額を超えることがありません。

⚠️ ご注意 **ご負担いただく主な費用**

ご契約時	契約時費用 一時払保険料 に対して	積立利率保証期間(運用期間)				年金 受取期間中	保険契約関係費 (年金管理費) 受取年金額に対して	1.4% (円貨で年金を受け取る場合は 1.0%)
		3年	5年	6年	10年			
		2.5%	3.5%	4.0%	6.0%			

*この他に外国通貨のお取扱いに必要となる費用をご負担いただくことがあります。
*積立利率保証期間を更新(運用期間を延長)する場合には、別途更新時費用のご負担が必要となります。 <詳しくは>P9

積立利率について

*積立利率は、通貨および運用期間(積立利率保証期間)ごとに、その期間に応じた国債(米ドル建の場合にはアメリカ国債、ユーロ建の場合はドイツ国債、豪ドル建の場合はオーストラリア国債)の流通利回りを指標金利とし、その指標金利を参考に、保険契約の維持などに必要な費用および死亡給付金を支払うために必要な費用を考慮したうえで、毎月2回(1日と16日)に設定されます。ご契約時に選択いただいた積立利率保証期間については、契約日の積立利率が積立利率保証期間の満了日まで適用されます。

*積立利率は、一時払保険料から契約時費用を差し引いた金額に適用されます。したがって、一時払保険料に対する実質利回りは、積立利率よりも低くなります。

*ご契約時に適用される積立利率は、契約日(保険料が第一フロンティア生命に着金した日)の積立利率となります。よって、お申込みから契約日までの間に積立利率が変更となった場合、契約日における積立利率が適用されますので、ご注意ください。

⚠️ ご注意 **解約・減額する場合のリスク(損失が生じるおそれ)**

この保険は、契約時費用をお払い込みいただいた一時払保険料から差し引くしくみであり、ご契約後の一定期間は積立金額が一時払保険料に、市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返還金額に反映させる市場価格調整を行うため、解約返還金額が一時払保険料相当額を下回ります。また、解約または減額などの保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

為替リスクについて(損失が生じるおそれ)

為替相場の変動により、年金原資額などの受取時円換算額が、一時払保険料相当額の契約時円換算額を下回る場合があり、損失が生じるおそれがあります。

運用期間満了時のお受取方法について

運用の成果としての年金原資は、所定のお受取方法の中から、お客さまのライフプランにあった方法を選択できます。また、ご契約時に選択いただいた年金種類・年金受取期間は、年金支払開始日前であれば変更することができます。



この保険の年金額は、ご加入時点で定まるものではありません。将来お受け取りになる年金額は、年金受取開始時点の基礎率など（予定利率、予定死亡率など）に基づいて計算され算出されますので、年金支払開始日まで確定しません。

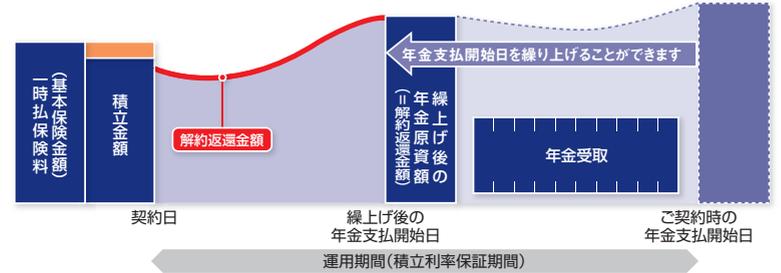
年金の種類		年金受取開始年齢*
確定年金	一定期間、年金をお受け取りいただけます。年金受取期間は、3年～7年（1年きざみ）、10年～40年（5年きざみ）から選択できます。 年金受取期間中に被保険者が死亡された場合、残りの年金受取期間の未払年金現価をお支払いします。この場合、未払年金現価のお受け取りかえて、年金を継続して受け取ることができます。	3歳～90歳 *年金受取期間の満了日は、被保険者の満年齢が105歳となる年単位の契約当日の前日を限度とします。（年金受取開始年齢+年金受取期間≦105歳）
死亡時保証金額付終身年金	被保険者が生存している限り、一生涯にわたって年金をお受け取りいただけます。 被保険者が死亡された場合の一時金としての受取額（死亡時保証金額） ＝年金原資額－年金受取総額 死亡時保証期間（年金支払開始日から年金受取総額が初めて年金原資額以上となる年金支払日の前日までの期間）中に被保険者が死亡された場合、死亡時保証金額を一括でお支払いします。この場合、年金を継続してお支払いするお取扱いはありません。	50歳～90歳
10年保証期間付終身年金	被保険者が生存している限り、一生涯にわたって年金をお受け取りいただけます。 保証期間中に被保険者が死亡された場合、残りの保証期間の未払年金現価をお支払いします。この場合、未払年金現価のお受け取りかえて、年金を継続して受け取ることができます。 *早期に被保険者が死亡された場合、年金受取総額が年金原資額を下回る可能性があります。	50歳～90歳
一括受取 (年金原資額の一括支払)	一括受取 年金原資額の一括支払を選択できます。 *ご契約時には選択できません。年金支払開始日前にご案内する書面にて選択することができます。	

*年金支払開始日における被保険者の満年齢です。

- 注1 年金額は、年金原資額をもとに、年金受取開始時点の基礎率など（予定利率、予定死亡率など）に基づいて計算され算出されますので、年金支払開始日まで確定しません。
- 注2 年金額が3,000米ドル、3,000ユーロ、4,500豪ドル（円貨の場合は30万円）に満たない場合は、保険契約は年金支払開始日の前日に保険期間が満了して消滅したものとし、年金原資額をご契約者にお支払いします（一時払保険料によって、ご契約時に選択いただけない年金種類および年金受取期間があります）。
- 注3 確定年金の場合、年金のお受け取りかえて、年金受取期間の残存期間に対応する未払年金の現価を一括でお受け取りいただくことができます（未払年金の一括払）。
- 注4 死亡時保証金額付終身年金の場合、年金のお受け取りかえて、死亡時保証期間の最後の年金支払の前に限り、死亡時保証期間の残存期間の未払年金に対応する責任準備金を一括でお受け取りいただくことができます（未払年金の一括払）。この場合、死亡時保証期間経過後に被保険者が生存されている場合は、年金を継続してお支払いします。なお、未払年金の一括払を受けた後に被保険者が死亡された場合および死亡時保証期間経過後に被保険者が死亡された場合には保険契約は消滅し、死亡時保証金額の支払いはありません。
- 注5 10年保証期間付終身年金の場合、年金のお受け取りかえて、保証期間の残存期間に対応する未払年金の現価を一括でお受け取りいただくことができます（未払年金の一括払）。この場合、保証期間経過後に被保険者が生存されている場合は、年金を継続してお支払いします。なお、保証期間経過後に被保険者が死亡された場合には保険契約は消滅します。
- 注6 年金支払開始日以後、年金受取人が死亡された場合には、あらかじめ指定した後継年金受取人が引き続き年金を受け取ることができます（年金支払開始日以後に年金受取人が死亡した場合で、後継年金受取人の指定がないときは、年金受取人の死亡時の法定相続人が後継年金受取人となります）。なお、後継年金受取人は1名のみ指定できます。

繰上げ年金開始のお取扱い（繰上げ年金開始に関する特則）について

契約日から1年経過以後、ご契約者からのお申し出により、いつでもその時点の解約返還金額を年金原資額として、年金受取を開始することができます。



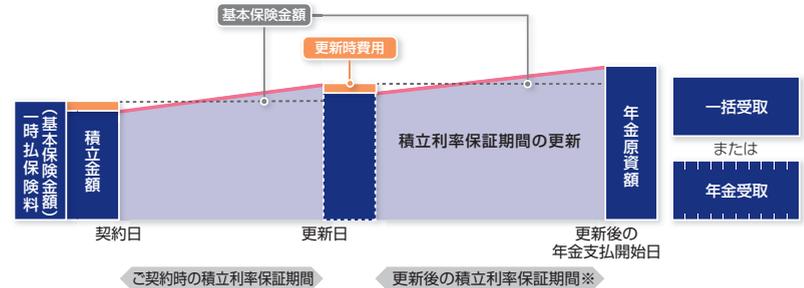
繰上げ年金開始をした場合の年金原資額は解約返還金額となりますので、一時払保険料相当額を下回ることがあります。

くわしくは▶P7

運用期間満了時の更新について

運用期間（積立利率保証期間）を更新することができます。

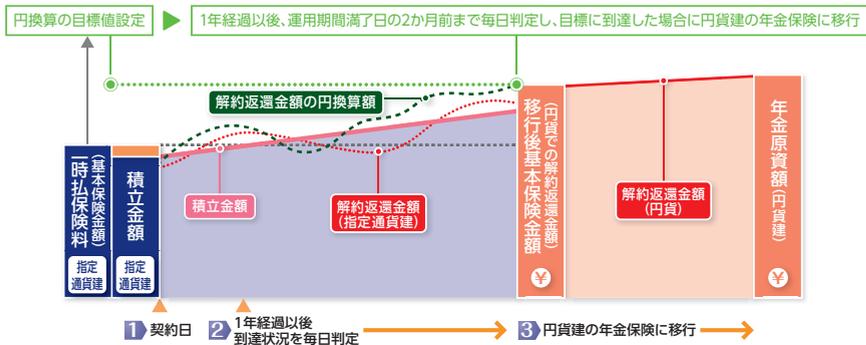
- 積立利率保証期間の満了日に限り、第一フロンティア生命の承諾を得て、積立利率保証期間を更新することができます。この場合、更新前の積立利率保証期間の満了日の積立金額から更新時費用を差し引きます。
- 被保険者の年金受取開始年齢が90歳を超えない範囲で更新できます。
- 更新後の通貨はご契約時の指定通貨と同一となります。
- 更新後の積立利率保証期間については、積立利率保証期間更新日（「更新前の積立利率保証期間の満了日の翌日」となります）の積立利率が更新日からその期間の満了日まで適用されます。
- 更新後の年金支払開始日は、更新後の積立利率保証期間の満了日の翌日となります。
- 更新後の基本保険金額は、更新前の積立利率保証期間の満了日における積立金額と同額となりますが、更新時費用を差し引きますので、更新から短期間で解約された場合の解約返還金額は、基本保険金額よりも少ない金額となることがあります。
- 「目標値到達時円貨建年金保険移行特約」を付加した場合で、目標値に到達し円貨建の年金保険に移行した場合は、更新の取扱いはありません。



*1年、3年、5年、6年、10年から選択可能です（更新時の金利情勢などによっては、お取り扱いできない積立利率保証期間があります）。

目標値到達時円貨建年金保険移行特約について

この特約を付加することにより、「契約時の基本保険金額の円換算額」に対する「解約返還金額(指定通貨建)」の円換算額の割合があらかじめお選びいただいた目標値に到達した場合、円貨建の年金保険に移行します。第一フロンティア生命が、到達状況を1年経過以後毎日判定します。



*イメージとして図示したものであり将来を保証するものではありません。

1 円換算の目標値設定

(ご契約後の特約中途付加は取り扱いません)

110%~200%(10%きざみ)で設定します。目標値は以下のとおり算出されます。

■外貨(指定通貨)で一時払保険料を入金する場合

一時払保険料の円換算額 × 目標値(110%~200%)

一時払保険料(指定通貨建) × 契約日の第一フロンティア生命所定の為替レート(TTM+50銭)

■円貨で一時払保険料を入金する場合(「保険料円貨入金特約」を付加)

円貨払込金額 × 目標値(110%~200%)

2 到達状況の判定

契約日から1年経過以後より、運用期間満了日の2か月前まで、到達状況を毎日判定します。

- ・解約返還金額(指定通貨建)の円換算額が設定した目標値に到達しているかを毎日判定します。(具体的には、祝祭日、年末・年始などの休日を除く月曜日から金曜日です)
- ・判定は、第一フロンティア生命所定の為替レート(TTM-50銭)で円換算のうえ行います。

3 目標に到達した場合

運用成果を円貨で確定し、自動的に円貨建の年金保険に移行します。

- ・移行後の積立金額は、年金支払開始日の前日まで所定の利率で運用されます。
- ・移行後、解約返還金額(積立金額と同額)は経過日数に応じて増加します。
- ・死亡給付金・解約返還金・移行後積立期間満了時の年金原資などは、すべて円貨での受取りになります。

〒 目標に到達した場合、郵送でお知らせします。

*TTM(対顧客電信売相場仲値)とは、TTS(対顧客電信売相場)とTTB(対顧客電信買相場)の仲値です。

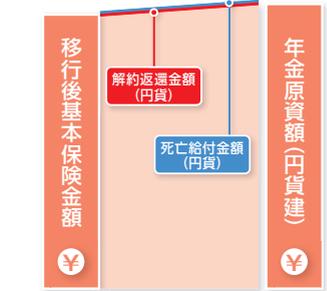
参考 目標値を130%で設定いただいた場合のイメージ

前提：運用期間 10年
 指定通貨 ミドル
 基本保険金額 100,000米ドル
 1米ドル=100円とすると
 円換算額 1,000万円
 適用積立利率 3.40%
 実質利回り 2.76%
 目標値 130%
 年金原資額 131,320米ドル

1 100,000米ドル(円換算額1,000万円)で契約

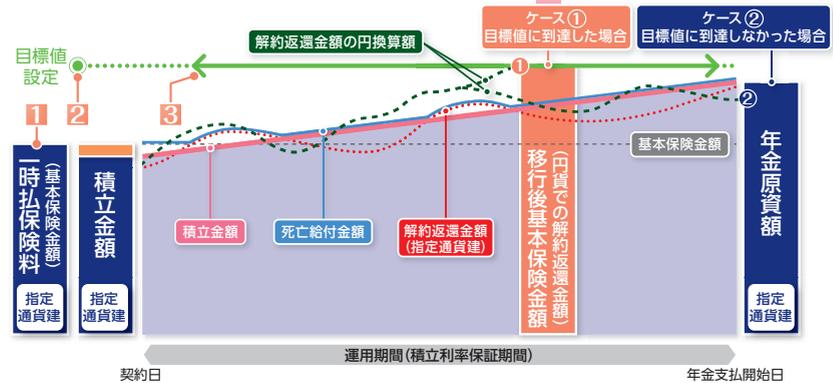
2 一時払保険料の円換算額の130%(1,300万円)を目標値として設定

3 ご契約から1年経過以後、運用期間満了日の2か月前まで毎日目標到達を判定



移行後積立期間
 移行日 年金支払開始日

- 移行後積立期間にできること
- ①運用を継続
 - ②年金支払開始日の繰上げ
 - ③移行後の積立金額を一括受取



*イメージとして図示したものであり将来を保証するものではありません。

ケース①

ご契約後の市場金利と為替レートの変動などで、「解約返還金額(指定通貨建)の円換算額」が130%に到達したので、移行後基本保険金額を1,300万円とする円貨建の年金保険に移行

ケース②

目標値に到達しなかったため、運用期間満了時に131,320米ドル(指定通貨建)の年金原資額を年金または一括で受取り



目標値の設定、到達の判定などに用いる為替レートは第一フロンティア生命所定の為替レートです。したがって、この年金保険をお申し込みいただいた金融機関の公示する為替レートとは、異なることがあります。

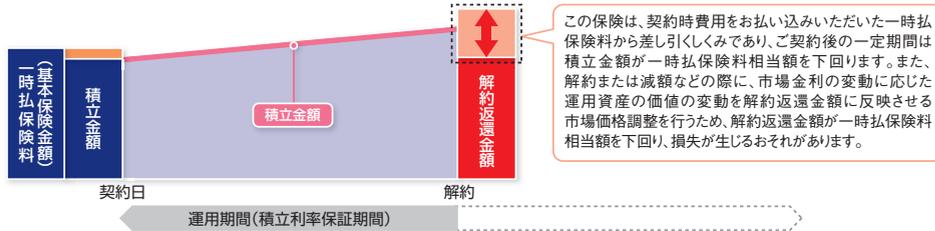
解約・減額と市場価格調整について

解約返還金額の計算方法

$$\text{解約返還金額} = \text{解約返還金計算日の積立金額} \times (1 - \text{市場価格調整率})$$

$$\text{市場価格調整率} = 1 - \frac{1 + \text{適用されている積立利率}}{1 + \text{解約返還金計算日の積立利率} + 0.45\%} \times \frac{\text{残存月数}}{12}$$

- *「適用されている積立利率」とは、解約返還金計算日にこの保険契約に適用されている積立利率とします。
- *「解約返還金計算日の積立利率」とは、解約返還金計算日を積立利率保証期間の更新日とみなした場合に、この保険契約に適用されている積立利率保証期間と同一の期間に適用される積立利率とします。
- *「残存月数」とは、積立利率保証期間の満了日までの月数をいい、1か月未満の端数がある場合は、これを切り捨てます。



市場価格調整

- 市場価格調整とは、運用資産(債券など)の価値の変動を解約返還金額に反映させるしくみです。運用資産の市場価格は、契約時点より市場金利が高くなると下落し、市場金利が低くなると上昇します。このため、解約返還金額は、市場金利の状況により増減することとなります。解約・減額に加えて、繰上げ年金開始をした場合の年金原資額の計算に際しても、市場価格調整が適用されます。
- 円貨建の年金保険への移行後は市場価格調整を行いません。したがって、解約返還金額は積立金額と同額となります。

解約返還金額の例

基本保険金額(＝一時払保険料)が100,000指定通貨単位の場合

●積立利率保証期間:3年 積立利率:2.0%

経過年数	積立金額	解約返還金額		
		積立利率の変動幅		
		1.0%上昇	同水準	1.0%低下
1年	99,450	96,681	98,578	100,531
2年	101,439	100,017	100,993	101,988
3年	103,467	103,467	103,467	103,467

●積立利率保証期間:5年 積立利率:3.0%

経過年数	積立金額	解約返還金額		
		積立利率の変動幅		
		1.0%上昇	同水準	1.0%低下
1年	99,395	93,989	97,676	101,546
2年	102,376	98,172	101,046	104,034
3年	105,448	102,540	104,532	106,583
4年	108,611	107,103	108,139	109,194
5年	111,869	111,869	111,869	111,869

●積立利率保証期間:6年 積立利率:3.5%

経過年数	積立金額	解約返還金額		
		積立利率の変動幅		
		1.0%上昇	同水準	1.0%低下
1年	99,360	92,683	97,227	102,042
2年	102,837	97,271	101,068	105,052
3年	106,436	102,085	105,060	108,151
4年	110,162	107,139	109,210	111,342
5年	114,017	112,442	113,524	114,627
6年	118,008	118,008	118,008	118,008

●積立利率保証期間:10年 積立利率:4.5%

経過年数	積立金額	解約返還金額		
		積立利率の変動幅		
		1.0%上昇	同水準	1.0%低下
1年	98,230	86,772	94,503	103,007
2年	102,659	91,935	99,181	107,076
3年	107,268	97,405	104,091	111,306
4年	112,096	103,201	109,243	115,702
5年	117,141	109,341	114,651	120,273
6年	122,412	115,847	120,326	125,023
7年	127,921	122,740	126,282	129,962
8年	133,677	130,043	132,533	135,095
9年	139,692	137,781	139,093	140,432
10年	145,979	145,979	145,979	145,979

*「積立利率の変動幅」とは、「解約返還金計算日の積立利率」と「適用されている積立利率」との差のことをいいます。例示の積立利率の変動幅は、上限または下限を示すものではありません。したがって、実際の解約返還金額が例示の金額を下回る場合があります。

*積立金額および解約返還金額は、年単位の契約応当日の前日の金額を例示しています。

*上表に記載の積立金額および解約返還金額の数値は、1指定通貨単位未満切捨てにより表示しています。

死亡給付金について

- 被保険者が、年金支払開始日前に死亡された場合、被保険者が死亡した日における積立金額(指定通貨建)もしくは解約返還金額(指定通貨建)または基本保険金額(指定通貨建)のいずれか大きい金額を、死亡給付金として死亡給付金受取人にお支払いします。
- 「目標値到達時円貨建年金保険移行特約」を付加し、円貨建の年金保険への移行後に被保険者が死亡された場合の死亡給付金額は、被保険者が死亡した日における積立金額となります。

*責任開始期の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺したときなど、死亡給付金をお支払いできないことがあります。

付加できる特約について

目標値到達時円貨建年金保険移行特約	<ul style="list-style-type: none"> ■この特約を付加することにより、「契約時の基本保険金額の円換算額」に対する「解約返還金額の円換算額」の割合が目標値に到達した場合、円貨建の年金保険に移行します。 ■円貨建の年金保険に移行後の積立金額は、年金支払開始日の前日まで会社所定の利率による利息をつけて積み立てます。移行後の解約返還金額は積立金額となります。 ■この特約は、ご契約時のみ付加できます。契約後のこの特約の付加は取り扱いません。移行日の前日まで限り、この特約を解約いただくことができます。 ■目標値は110～200%から10%きざみで指定いただけます。目標値は契約後も移行日の前日まで限り変更できます。変更時にはさらに250%、300%も指定いただけます。
保険料円貨入金特約	<ul style="list-style-type: none"> ■この特約を付加することにより、保険料を円貨によりお払いいただくことができます。 ■外貨への換算に適用する為替レートは、保険料が第一フロンティア生命に着金した日の第一フロンティア生命所定の為替レートとなります。
円貨支払特約	<ul style="list-style-type: none"> ■この特約を付加することにより、外貨建の年金、死亡給付金、解約返還金など(以下「年金など」といいます)を円貨で受け取ることができます。 ■この特約は、年金などのご請求の際に、その受取人からのお申出により付加できます。 ■外貨建の年金などの円貨への換算に適用する為替レートは、第一フロンティア生命所定の為替レートとなります。 ■円貨による年金受取の選択は、第1回(の特約)年金の請求の際に限りです。また、円貨による年金受取を開始された場合、以後、外貨で受け取ることはできません。年金原資額などは、第一フロンティア生命所定の為替レートで円貨に換算し、その金額をもとに年金額を計算します。
死亡給付金等の年金払特約*	<ul style="list-style-type: none"> ■この特約を付加することにより、死亡給付金を一時金にかえて年金で受け取ることができます。 ■この特約は、ご契約時に付加できます。また、年金支払開始日前で死亡給付金の支払事由の発生前に限り、ご契約者からのお申出により付加できます。 ■特約年金の受取回数は、この特約のお申込時に所定の回数(5回～40回(5回きざみ))から選択いただけます。

*特約年金額は、死亡給付金額をもとに、特約年金受取開始時点の基礎率など(予定利率など)に基づいて計算され算出されますので、特約年金支払開始日まで確定しません。

*特約年金受取人は、特約年金の受取期間中、将来の特約年金のお受取りにかえて、特約年金の未払分の現価の一時支払を請求いただくことも可能です。

*特約年金の受取回数については、特約年金受取人全員が同一となります。また、支払事由発生前に限り、ご契約者からのお申出により特約年金の受取回数は変更可能です。なお、特約年金額の最低額は受取人一人あたり3,000米ドル、3,000ユーロ、4,500豪ドル(円貨の場合は30万円)で、これに満たない場合は、特約年金にかえて一時金にてお支払いします。

為替リスクについて

- この保険は外貨建ですので、為替相場の変動による影響を受けます。
- 為替相場の変動により、お受取時の為替レートで円換算した年金原資額、給付金額、解約返還金額など(以下、「年金原資額など」といいます)がご契約時の為替レートで円換算した年金原資額などを下回る場合や、お受取時の為替レートで円換算した年金原資額などがご契約時の為替レートで円換算した一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。
- この保険にかかる為替リスクは、ご契約者または年金・給付金などの受取人に帰属します。

費用について

この保険にかかる費用は、ご契約時は「契約時費用」、年金受取期間中は「保険契約関係費(年金管理費)」となります。この他に外貨のお取扱いに必要な費用をご負担いただくことがあります。

ご契約時

項目	費用			
契約時費用 ご契約の締結に必要な費用です。	基本保険金額に対して			
	積立利率保証期間			
	3年	5年	6年	10年
	2.5%	3.5%	4.0%	6.0%

積立利率保証期間中

直接ご負担いただく費用はありません。

*保険契約の維持などに必要な費用および死亡給付金を支払うための費用の率は、積立利率の計算にあたってあらかじめ差し引いております。

更新時の費用について

項目	費用	
更新時費用 積立利率保証期間の更新に必要な費用です。	積立利率保証期間の更新後の基本保険金額に対して	
	(積立利率保証期間 1年)	0.2%
	(積立利率保証期間 3年)	1.1%
	(積立利率保証期間 5年)	1.8%
	(積立利率保証期間 6年)	2.1%
	(積立利率保証期間 10年)	3.6%

年金受取期間中

項目	費用	時期
保険契約関係費* (年金管理費) 年金支払管理に必要な費用です。	受取年金額に対して1.4% (円貨で年金を受け取る場合は1.0%)	年金支払開始日以後、 年金支払日に控除します。

*年金額は、年金支払開始日以後、年金(死亡時保証金額付終身年金の場合の死亡時保証金額を含みます)の支払いとともに費用を控除する前提で算出されますので、費用が年金額から差し引かれるものではありません。また、保険契約関係費(年金管理費)は2011年5月現在の数値であり、将来変更することがありますが、年金受取開始時点の保険契約関係費(年金管理費)は、年金受取期間を通じて適用されます。なお、「死亡給付金等の年金払特約」を付加した場合の特約年金についても同様の取扱いとなります。

保険料を円貨によりお払い込みいただく場合などの費用

「保険料円貨入金特約」を付加して保険料を円貨によりお払い込みいただく場合、「円貨支払特約」を付加して外貨建の年金額、給付金額、解約返還金額などを円貨によりお受け取りになる場合、および「目標値到達時円貨建年金保険移行特約」を付加して円貨建の年金保険に移行した場合には、下記のとおりのお客さま負担となります。対顧客電信売買相場仲値(TTM)は、第一フロンティア生命所定の金融機関が公表する値となります。

契約時	「保険料円貨入金特約」における為替レート	TTM+50銭
受取時	「円貨支払特約」における為替レート	TTM-50銭
判定時	「目標値到達時円貨建年金保険移行特約」の目標値判定為替レート	TTM-50銭

*上記の為替レートは、2011年5月現在の数値であり、将来変更することがあります。

*対顧客電信売買相場仲値(TTM)とは、対顧客電信相場(TTS)と対顧客電信買相場(TTB)の仲値です。

外貨のお取扱いにかかる費用について

保険料を外貨でお支払いになる際には、銀行への振込手数料などの手数料をご契約者に負担していただく場合があります。また、年金額、給付金額、解約返還金額などを外貨でお受け取りになる際には、取扱金融機関により諸手数料などの実費をご負担いただく場合があります。当該手数料はお客さまの負担となります。

*上記の諸手数料は取扱金融機関によって異なります。

主なお取扱いについて

基本保険金額 (一時払保険料)	最低	目標値到達時円貨建 年金保険移行特約	米ドル	ユーロ	豪ドル
	最高	付加しない場合	10,000米ドル (1米ドル単位)	10,000ユーロ (1ユーロ単位)	15,000豪ドル (1豪ドル単位)
		付加する場合	15,000米ドル (1米ドル単位)	15,000ユーロ (1ユーロ単位)	15,000豪ドル (1豪ドル単位)
		保険料円貨入金特約	150万円以上(1万円単位) かつ以下の基本保険金額以上である必要があります。		
			米ドル	ユーロ	豪ドル
			10,000米ドル	10,000ユーロ	15,000豪ドル
			5億円相当額* *第一フロンティア生命の定める方法で円換算します。 *最高基本保険金額は、同一被保険者について、通算限度があります。		
	積立利率保証期間	3年、5年、6年、10年、(1年*) *積立利率保証期間1年は、更新時のみ選択可能です。 *ご契約時および更新時の金利情勢などによってはお取り扱いできない期間があります。			
	契約年齢	積立利率保証期間			
		3年	5年	6年	10年
		0~87歳	0~85歳	0~84歳	0~80歳
		*ご契約時における被保険者の満年齢			
年金受取 開始年齢	確定年金	3歳~90歳 *年金受取期間の満了日は、被保険者の満年齢が105歳となる年単位の契約応当日の前日を限度とします。 (年金受取開始年齢+年金受取期間≤105歳)			
	死亡時保証金額付終身年金 10年保証期間付終身年金	50歳~90歳			
	年金受取人	ご契約者または被保険者から指定			
	死亡給付金受取人	被保険者の配偶者または3親等以内の血族から指定 *ひ孫、血族の甥(おい)・姪(めい)まで指定できます。			
	後継年金受取人	被保険者、被保険者の配偶者または3親等以内の血族から指定 *後継年金受取人は1名のみ指定できます。 *ひ孫、血族の甥(おい)・姪(めい)まで指定できます。			
	年金種類の変更	年金支払開始日前に限り、年金種類の変更(確定年金、死亡時保証金額付終身年金および10年保証期間付終身年金いずれかへの変更)を取り扱います。			
	年金受取期間の変更	年金支払開始日前に限り、年金受取期間(回数)の変更を取り扱います(確定年金のみ)。			
	年金支払開始日の変更	繰上げ年金開始、積立利率保証期間の更新を取り扱います。 *「目標値到達時円貨建年金保険移行特約」を付加し円貨建の年金保険に移行した場合、更新は取り扱いません。			
	保険料の払込方法	一時払のみ取り扱いします。			
	解約	解約返還金をお受け取りいただけます。なお、解約された場合、以後の保障はなくなります。 *請求書類がお客さまサービスセンターに到着した日(書類に不備がある場合は、完備した日とします)を解約返還金計算日とし、その日の積立金額を基準として解約返還金額を計算します。			
基本保険金額の変更	増額	取り扱いしません。			
	減額	基本保険金額を減額し、減額部分の解約返還金をお受け取りいただけます。ただし、減額後の基本保険金額が10,000米ドル、10,000ユーロ、15,000豪ドル以上ある必要があります。なお、残存部分は継続します。			
	契約者貸付	取り扱いしません。			
	お申込みの撤回など (クーリング・オフ)	ご契約の申込日または一時払保険料充当金をお振込みいただいた日のいずれか遅い日から起算して8日以内であれば、ご契約のお申込みの撤回やご契約の解除(クーリング・オフ)ができます。			

分散投資の考え方

通貨 分散

- 円
 - ユーロ
 - 米ドル
 - 豪ドル
- など

資産 分散

- 預貯金
 - 債券
 - 株式
 - 不動産
- など

国 分散

- 日本
 - ドイツ
 - アメリカ
 - オーストラリア
- など

時間 分散

- 投資期間(短期・中期・長期)
 - 投資時期(ドルコスト平均法)
- など

日常生活への為替変動の影響例(イメージ)

円高

- 外貨建資産を保有している場合、資産価値が目減りする。
- 輸出関連企業の環境が悪化する(自動車産業、電気機器産業など)。

デメリット

- 輸入品(例えば食糧品、エネルギーなど)の価格が高くなる。
- 海外旅行の費用が割高になる。

例えば、海外旅行に行った際にお土産に20ドルのTシャツを選んだ場合。

1ドル=100円だったとしたら、
20ドル(円換算額2,000円)で1枚買うことができます。

でも

1ドル=150円だったなら
20ドルで1枚買うと3,000円を支払うことになります。

円安

- 外貨建資産を保有している場合、資産価値が増値する。
- 輸出関連企業の環境が良くなる(自動車産業、電気機器産業など)。

メリット

- 輸入品(例えば食糧品、エネルギーなど)の価格が高くなる。
- 海外旅行の費用が割高になる。

*イメージをあらわしたもので、全てではありません。

一般家計の収入支出のイメージ

日本で生活していると、収入(所得や年金受給など)は、ほとんどが円貨です。

日常生活で購入する商品には、為替レートの影響を受けにくい商品と**影響を受ける商品**があります。

円高が進むと「円高差益還元セール」が行われたりします。

一方で円安が進むと海外からの輸入に必要な円貨が多くなり、商品価格に転嫁されることがあります。「円安の価格転嫁で物価があがった」というような話題をお聞きになったことがあると思います。

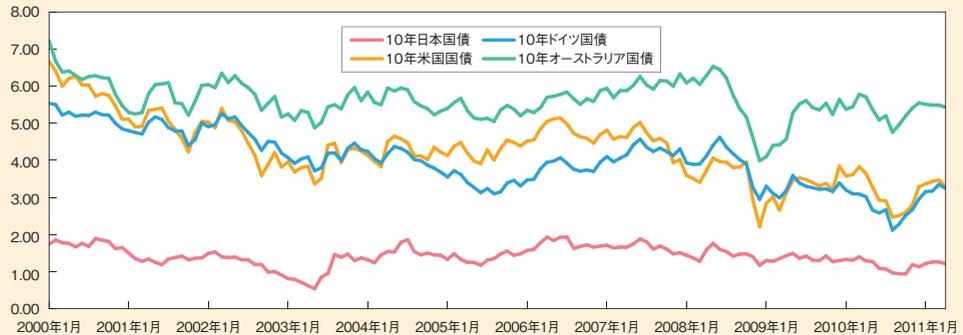
円安局面

収入は円建てで変わりません

円高局面

支出の一部は為替の影響を受け、その結果同じ円建ての収入でも、購買力に変化が生じます

各国の10年国債利回りの推移(2000年1月~2011年4月末) (単位: %)



*対象期間について月次データ(月末値)を集計しています。
【出所】Bloombergデータを使用して、第一フロンティア生命が作成

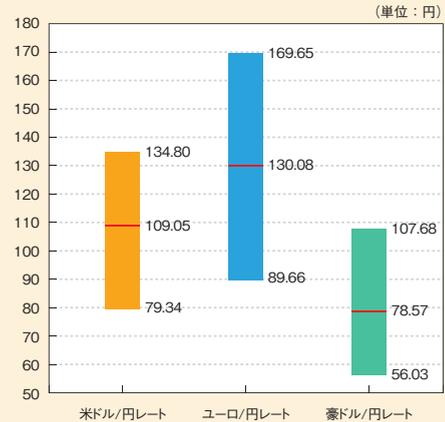
各国の為替レートの推移(2000年1月~2011年4月末) (単位: 円)

米ドル	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年
最大値	114.75	131.95	134.80	121.25	114.50	121.12	119.76	123.95	114.15	100.77	94.40	85.44
最小値	101.55	114.10	115.95	107.13	102.22	102.16	109.62	107.36	87.45	86.30	80.59	79.34
変動幅	13.20	17.85	18.85	14.12	12.28	18.96	10.14	16.59	26.70	14.47	13.81	6.10

ユーロ	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年
最大値	111.81	116.51	125.25	140.72	140.51	143.32	156.50	169.06	169.65	138.07	133.76	122.74
最小値	89.66	100.64	112.39	124.68	126.49	131.10	137.63	151.74	115.90	114.34	106.42	107.24
変動幅	22.15	15.87	12.86	16.04	14.02	12.22	18.87	17.32	53.75	23.73	27.34	15.50

豪ドル	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年
最大値	70.80	66.77	71.57	81.15	84.93	90.88	94.16	107.68	104.43	84.92	87.48	89.72
最小値	56.03	57.51	63.16	67.48	74.65	77.37	82.27	89.36	56.61	56.61	72.83	77.75
変動幅	14.77	9.26	8.41	13.67	10.28	13.51	11.89	18.32	47.82	28.31	14.65	11.97

*各年の最大値と最小値を抽出。 *2011年は、1月~4月末まで。 【出所】Bloombergデータを使用して、第一フロンティア生命が作成



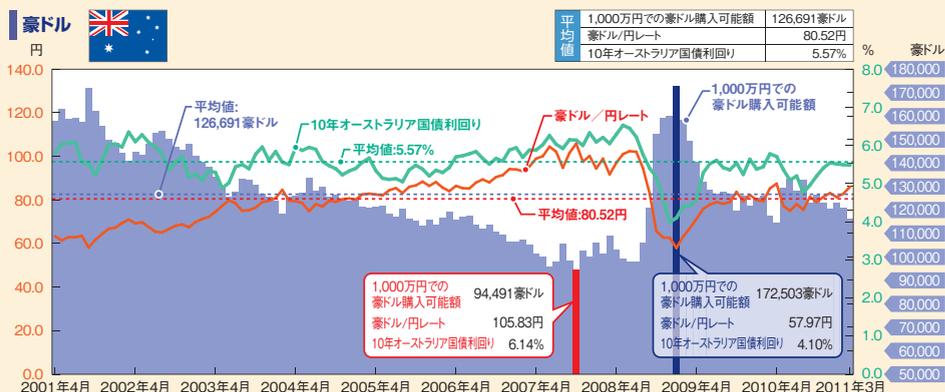
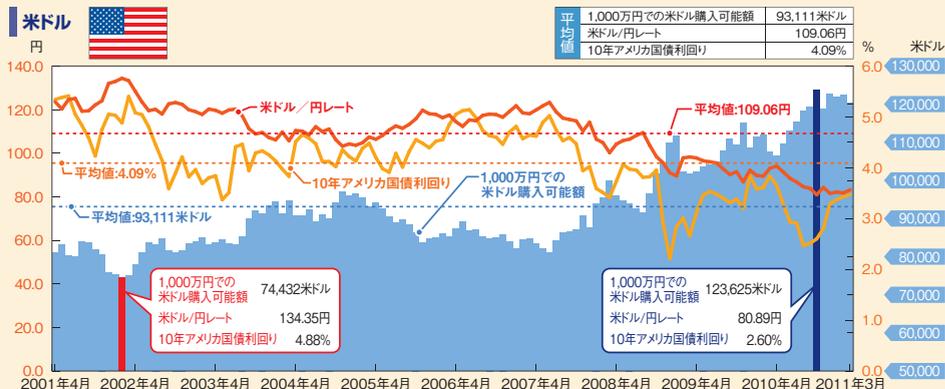
	米ドル/円レート	ユーロ/円レート	豪ドル/円レート
最大値	134.80	169.65	107.68
最小値	79.34	89.66	56.03
平均	109.05	130.08	78.57

*対象期間について日次データ(仲値)を集計しています。
【出所】Bloombergデータを使用して、第一フロンティア生命が作成

このグラフは、通貨ごとに2000年1月から2011年4月末までの期間について、日次データ(仲値)を対象に、その最大値(円安)、最小値(円高)、平均を示しています。

*現時点で信頼できると思われる資料に基づいて作成されておりますが、第一フロンティア生命がその正確性や完全性に対して責任を負うものではありません。また、将来を示唆あるいは保証するものではありません。

過去10年の外貨購入可能額と為替変動・国債利回り (2001年4月～2011年3月末)



【データ出所】Bloombergデータを使用して、第一フロンティア生命が計算。
上記シミュレーションは事後的に試算し検証したものです。したがって、将来を示唆あるいは保証するものではありません。
*購入可能額の試算にあたっては、1,000万円をBloombergでの為替データで除して計算しており、お取引にかかわる費用などは一切考慮していません。
*現時点で信頼できるとされる資料に基づいて作成されておりますが、第一フロンティア生命がその正確性や完全性に対して責任を負うものではありません。

目標値到達時円貨建年金保険移行特約についてのQ&A

Q1 この特約で何ができるのですか？

A1 この特約を付加することにより、運用期間中にあらかじめお選びいただいた円貨(円換算額)での目標値に到達した場合には、自動的に運用成果を円換算額で確定させることができます。この商品は、指定通貨建の年金保険のため、外国の金利を活用した運用が実現でき、指定通貨建の年金原資額は契約時に確定します。一方で、為替レートの変動によって円換算額が変動します。

Q2 目標値の変更はできますか？

A2 運用期間中の目標値変更は移行日の前日までに限り可能です。運用期間中の目標値変更の場合には、契約時にお選びいただける110%~200%(10%きざみ)に加え、250%、300%の中から選択いただくことが可能です。ただし、「目標値到達時円貨建年金保険移行特約」は、契約時のみ付加できる特約となり、この特約の中途付加はできません。

Q3 目標値に到達した場合には、それ以降に何ができますか？

A3 以下の3つの中からお選びいただけます。お受取りはいずれの場合も円貨となります。
①当初の運用期間満了日まで、円貨建の年金保険として運用を継続し、年金原資額を一括または年金で受け取ることができます。
②年金支払開始日の繰上げにより、任意の日から年金受取を開始できます。
③移行後の積立金額を一括で受け取ることができます。

Q4 目標値に到達しなかった場合はどうなりますか？

A4 ご契約時に選択いただいた運用期間満了日まで継続していただき、契約時に確定していた年金原資額(指定通貨建)を一括または年金でお受け取りいただけます。

Q5 必ず目標値に到達するのですか？

A5 いいえ。
この特約を付加することによる目標判定(=解約返還金額の円換算額の判定)は、経過期間、契約時との市場金利の変化、為替レートの変化といった変動する要素をもって行います。したがって、運用期間満了日まで到達しないこともあります。

